

今後の「技術士補」資格の在り方について (たたき台)

〔前回の議論〕

- ・ 技術士法で定める技術士補となる資格を有する者が登録により「技術士補」となる枠組みは、技術士を補助するという条件があり、第二次試験受験資格別申込者数ではその登録者数が少なく、技術士補制度の有効性が高いとはいえない。
- ・ しかしながら、これまでの制度設計の考え方の経緯を踏まえて、その整合性も考慮する必要がある。
- ・ また、技術士を補助するという方法は、第二次試験の受験までの実務経験年数7年が4年に減じるメリットがある。
- ・ 一方、第一次試験合格者または同等であるとして技術士補となる資格を有する者（以下「第一次試験合格者等」という。）の少数しか技術士補として登録していない現状を踏まえるとともに、将来「技術士」になろうとする者に対して、なんらかのインセンティブを付与するため、例えば「修習技術士」といった呼称と設けてはどうか。

〔検討〕

今後の「技術士補」あるいは「第一次試験合格者等」をどうすべきなのか。

案1 現行の「技術士補」制度は維持する

(長所) 指導技術士の下で実務経験4年以上あれば取得できる

(課題) 技術士補への登録を促進する工夫

〔参考〕平成25年度技術士第二次試験受験資格別申込者の割合(%)

- | | |
|--|-------|
| ① 「技術士補」として、指導技術士の下で実務経験4年以上(法第6条第2項第1号関係) | 1.6% |
| ② 職務上の監督者の下での実務経験4年以上(法第6条第2項第2号関係) | 3.1% |
| ③ 実務経験7年以上(法第6条第2項第3号関係) | 95.3% |

案2 現行の「技術士補」制度は廃止し、第一次試験合格者等を別の名称や呼称(例えば「修習技術士」)で統一する

(長所) 技術士を目指すことが自他ともに意識される

(短所)

- ・ 法定の権利への不利益措置となるほか、これまでの制度設計の考え方と整合性がとれなくなり、登録資格とはならない
- ・ 国際的通用性の観点から「PE in Training」であり、4年に減じる理由が成り立つのか?

案3 第一次試験合格者等に対し、運用上において、たとえば、「修習技術士」の呼称や、合格者カードを配布するなどの仕組みを設定

(長所) 技術士試験第一次試験の合格者であるということを認識できる

(短所)

- ・技術士になろうとするインセンティブまでは生じない
- ・PEと同じ業務ができない?
- ・秘密保持義務等を科すことができない?

(参考1) 技術士法 関係箇所抜粋

第一章 総則

(定義)

第二条

2 この法律において「技術士補」とは、技術士となるのに必要な技能を修習するため、第三十二条第二項の登録を受け、技術士補の名称を用いて、前項に規定する業務について技術士を補助する者をいう。

第二章 技術士試験

(技術士試験の種類)

第四条

2 第一次試験に合格した者は、技術士補となる資格を有する。

(第二次試験)

第六条

2 次のいずれかに該当する者は、第二次試験を受けることができる。

- 一 技術士補として技術士を補助したことがある者で、その補助した期間が文部科学省令で定める期間を超えるもの
- 二 前号に掲げる者のほか、科学技術に関する専門的応用能力を必要とする事項についての計画、研究、設計、分析、試験、評価又はこれらに関する指導の業務を行う者の監督（文部科学省令で定める要件に該当する内容のものに限る。）の下に当該業務に従事した者で、その従事した期間が文部科学省令で定める期間を超えるもの（技術士補となる資格を有するものに限る。）
- 三 前二号に掲げる者のほか、前号に規定する業務に従事した者で、その従事した期間が文部科学省令で定める期間を超えるもの（技術士補となる資格を有するものに限る。）

第三章 技術士等の登録

(登録)

第三十二条

1 技術士補となる資格を有する者が技術士補となるには、その補助しようとする技術士（合格した第一次試験の技術部門（前条第二項の規定により技術士補となる資格を有する者にあつては、同項の課程に対応するものとして文部科学大臣が指定した技術部門。以下この項において同じ。）と同一の技術部門の登録を受けている技術士に限る。）を定め、技術士補登録簿に、氏名、生年月日、合格した第一次試験の技術部門の名称、その補助しようとする技術士の氏名、当該技術士の事務所の名称及び所在地その他文部科学省令で定める事項の登録を受けなければならない。

(技術士登録証及び技術士補登録証)

第三十四条 文部科学大臣は、技術士又は技術士補の登録をしたときは、申請者にそれぞれ技術士登録証又は技術士補登録証（以下「登録証」と総称する。）を交付する。

2 登録証には、次の事項を記載しなければならない。

- 一 登録の年月日及び登録番号
- 二 氏名
- 三 生年月日
- 四 登録した技術部門の名称

第四章 技術士等の義務

(信用失墜行為の禁止)

第四十四条 技術士又は技術士補は、技術士若しくは技術士補の信用を傷つけ、又は技術士及び技術士補全体の不名誉となるような行為をしてはならない。

(技術士等の秘密保持義務)

第四十五条 技術士又は技術士補は、正当の理由がなく、その業務に関して知り得た秘密を漏らし、又は盗用してはならない。技術士又は技術士補でなくなった後においても、同様とする。

(技術士等の公益確保の責務)

第四十五条の二 技術士又は技術士補は、その業務を行うに当たっては、公共の安全、環境の保全そ

の他の公益を害することのないよう努めなければならない。

(技術士補の業務の制限等)

第四十七条 技術士補は、第二条第一項に規定する業務について技術士を補助する場合を除くほか、技術士補の名称を表示して当該業務を行つてはならない。

2 前条の規定は、技術士補がその補助する技術士の業務に関してする技術士補の名称の表示について準用する。

(参考2) 技術士法施行規則 関係箇所抜粋

(期間)

第十条 法第六条第二項第一号の文部科学省令で定める期間は、総合技術監理部門について受験する場合にあつては通算して七年とし、総合技術監理部門以外の技術部門について受験する場合にあつては通算して四年とする。

2 前項の期間については、法第六条第二項第二号に定める期間を算入することができる。

3 法第六条第二項第二号の文部科学省令で定める期間は、総合技術監理部門について受験する場合にあつては通算して七年(技術士補となる資格を得た後のものに限る。)とし、総合技術監理部門以外の技術部門について受験する場合にあつては通算して四年(技術士補となる資格を得た後のものに限る。)とする。

4 前項の期間については、法第六条第二項第一号に定める期間を算入することができる。

5 法第六条第二項第三号の文部科学省令で定める期間は、総合技術監理部門について受験する場合にあつては通算して十年(既に総合技術監理部門以外の技術部門について技術士となる資格を有する者にあつては通算して七年)とし、総合技術監理部門以外の技術部門について受験する場合にあつては通算して七年とする。

6 学校教育法(昭和二十二年法律第二十六号)による大学院修士課程(理科系統のものに限る。)若しくは専門職学位課程(理科系統のものに限る。)を修了し、又は博士課程(理科系統のものに限る。)に在学し、若しくは在学していた者にあつては、第一項、第三項又は前項に定める期間は、当該期間から、その在学した期間(二年を限度とする。)を減じた期間とする。

(監督の要件)

第十条の二 法第六条第二項第二号の文部科学省令で定める監督の要件は、次の各号に掲げるものとする。

一 科学技術に関する専門的応用能力を必要とする事項についての計画、研究、設計、分析、試験、評価又はこれらに関する指導の業務に従事した期間が七年を超え、かつ、第二次試験を受けようとする者を適切に監督することができる職務上の地位にある者によるものであること。

二 第二次試験を受けようとする者が技術士となるのに必要な技能を修習することができるよう、前号に規定する業務について、指導、助言その他の適切な手段により行われるものであること。